

**2022 年度 韓国国際交流財団 「韓国研究大学院給付奨学生」  
学内募集要項 〈 新規および継続 〉**

**概 要**

本奨学金事業は、韓国国際交流財団と協定を締結している日本の8大学（東京大学、東京外国語大学、京都大学、九州大学、早稲田大学、慶応義塾大学、立命館大学、同志社大学）に在籍する大学院学生で人文・社会科学、文化・芸術の分野において「韓国研究」Korean Studiesを専攻している者を対象に、募集を行うものである。

本学において、申請する学生は、下記により手続きを行うこと。

記

**1. 申請資格**（次の全てを満たす者）

- 1) 韓国国際交流財団の2022年度募集要項にある「申請資格」の全てを満たす者
- 2) 人文科学・社会科学・芸術・文化の分野（ただし翻訳・通訳除く）を専攻する者
- 3) 受給期間中（2022年4月～2023年3月）を通じて本学の修士・博士正規課程に在学中の者（休学者および休学予定者は対象外とする）。
- 4) 日本に居住している者（日本国外で研究中の者は申請資格を持たない）。ただし、交換留学等で韓国や日本以外の国に居住する場合は、事前に韓国国際財団に連絡する。
- 5) 学業および研究遂行で韓国語の原書を活用できる程度の韓国語の能力をもつ者
- 6) 優れた学業成績をあげている者
- 7) 韓国に関係のある分野を研究し、韓国に関係のある学術論文や博士論文を書く予定の者

－韓国・朝鮮国籍を有している大学院学生は資格を持たない。ただし、韓国・朝鮮以外の国籍を有する韓国人、また韓国・朝鮮国籍の者でも韓国以外に永住権を保有している者（在日韓国人等）は資格を有する。採用通知を受領後、韓国・朝鮮国籍の者は、韓国国際財団宛に永住権を保持していることが確認できるものを提出する。

－自然科学、医学、工学、経営学修士を専攻する者、および法科大学院に所属する者は資格を持たない。

－韓国国際交流財団から他の奨学金を受領している者、または他機関からの給付型奨学金を受領している者は資格を持たない。

－日本学術振興会 特別研究員は対象外となる。

**2. 給付期間および金額**

給付期間：2022年4月～2023年3月

給付額（年額）：2022年4月時点で修士課程に在籍している者：70万円

2022年4月時点で博士課程に在籍している者：120万円

- ・ 奨学金は受給決定後に1年分を一括支給。
- ・ 授業料免除申請を行った者は、採択結果が判明次第速やかに本部奨学厚生課宛てに授業料免除申請辞退の申し出をすること。



め、申請者は必ず申請書を提出する前に推薦者に推薦書を依頼しておくこと。  
※2021年度からの継続申請者は指導教員からの推薦書1部だけを提出する。

## (2) 所属部局の担当係を通じて本部国際支援課へ提出するもの

所属部局の締め切り日までに以下を提出すること。

- ①申請書 <東京大学様式>
- ②申請理由書 <東京大学様式>
- ③誓約書 <東京大学様式>

※①～③は、日本語で作成し、所属研究科の担当係に提出すること。

### ④英文成績証明書

- ・修士課程在籍者：学部（および修士）の成績証明書 各1部
- ・博士課程在籍者：学部、修士（および博士）の成績証明書 各1部

### ⑤韓国語能力に関する試験成績証明書の写し

※総合文化研究科における締切・提出先は以下のとおり（郵送可）

【締切】2022年4月25日（月）16：00 ※郵送の場合は必着

【提出先】総合文化大学院チーム（アドミニストレーション棟1階5番窓口）

〒153-8902 東京都目黒区駒場3丁目8番1号

東京大学総合文化研究科教務課総合文化大学院チーム宛

## 6. スケジュール

学内審査および財団における審査を経て、6月中旬頃～下旬（予定）に奨学生としての採否決定を通知し、奨学金を支給（2022年4月～2023年3月の1年分）する。

## 7. 問い合わせ先

所属研究科担当係

または本部国際支援課(int.sch.out.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)